

個人情報保護審議会（第76回）会議録

1 会議の日時及び場所

（1）日時

平成16年11月27日（土） 午前10時から午後10時10分まで

（2）場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階 1001号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
佐々木典子	森本 章夫	藪野 正昭	

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（健康生活部環境局環境整備課）

主幹兼不法投棄対策係長 築谷 尚嗣 主査 橋本 三成

（阪神北県民局県民生活部環境課）

環境担当参事 小堀 豊 課長補佐 樋口 進

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

室長 浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長 井上 勝文
事務吏員 中谷真紀子	事務吏員 桂 和久

5 会議に付した案件の名称

（1）協議決定事項

- ア 個人情報保護審議会会長の選任
- イ 個人情報保護審議会会長代理の指名
- ウ 会議録署名委員の指名

（2）調査審議事項

- イ 詰問受付番号16-9号案件（収集の制限（本人収集の原則）の例外）
【監視カメラによる廃棄物の不適正処理行為の監視について】

6 議事の要旨

（1）協議決定事項

- ア 個人情報保護審議会会長の選任
個人情報保護審議会規則第5条第2項の規定に基づく委員の互選の結果、山下委員が会長に選任された。
- イ 個人情報保護審議会会長代理の指名
個人情報保護審議会規則第5条第4項の規定に基づき、会長から岸本委員が

会長代理に指名された。

ウ 会議録署名委員の指名

個人情報保護審議会運営要領第4条第2項の規定に基づき、会長から赤坂委員が会議録署名委員に指名された。

(2) 調査審議事項

イ 詰問受付番号 16 - 9号案件（収集の制限（本人収集の原則）の例外）

委 員： 詰問受付番号 16 - 9号案件について、実施機関（健康福祉部環境局環境整備課、阪神北県民局県民生活部環境課）から説明をしていただく。

環境整備課、阪神北県民局県民生活部環境課職員 着席

阪神北県民局県民生活部環境課の職員から説明が行われた。

委 員： 説明についてご質問・意見を伺いたい。

委 員： 今後の設置の見込みと、把握している不法投棄の場所や現状、また、カメラを措置することが、どの程度、不法投棄に対して効果があると考えているのかを説明していただきたい。

県 民 局： 宝塚市の現場は、本年度に行政処分対象となつたため、この10月に状況確認のため、テスト的にカメラを設置したところである。実際、命令の履行がなされていないことの確認ができた。次の場所については、現在、未定である。

不法投棄の現状であるが、阪神北県民局管内では、12年度をピークとしており、14年度以降に大規模事案は発生しておらず、早期の是正指導の効果であると思っている。監視カメラを設置することは、不法投棄拡大の抑止力になると考えている。

県 民 局： 今のところ、電源の問題があり、道路脇の不法投棄の監視については、あまり考えていない。阪神北県民局でいえば、30ヶ所ぐらいの事業所を定点監視点として監視センターに定期的に回つてもらっているところである。ここ数年は、そのような事業所への設置を想定している。電源の問題が解決できれば、道路脇にも設置したい。

県 民 局： 基本的には、マンパワーの強化という位置付けである。

委 員： 資料に記載している の多発地点への設置というよりはむしろ、の事業所への設置を想定しているという理解でよいか。

県 民 局： よい。

委 員： とりあえずは阪神北県民局で行うとのことであるが、他地域でも行う予定はあるのか。

環境整備課： 各県民局で展開していきたい。予算の関係で、地域の事情を勘案して、阪神北県民局が先に導入した。

委 員： 環境保全の重要性はわかるが、実行性がないのにカメラを設置することは、個人情報保護の観点から危惧している。設置基準とされている「度重なる行政指導」とは、どの程度なのか。回数な

どの目安はあるのか。

県 民 局： 回数が何回というよりは、崩落や流出の危険性があったり、ドラム缶へ何かを入れていたり、健康被害を及ぼすおそれがある場合であったり、問題が大きくなる可能性のあるところを想定している。

実態は、3～4回の文書指示を出した後、それでも対応しない場合に改善命令を出している。

委 員： 他の自治体でも監視カメラを設置しているのか。

県 民 局： 行っているところはあるが、固定式のものであり、値段も高い。

委 員： カメラの設置期間はどの程度か。

県 民 局： 1週間に1度の回収を考えている。2時間テープに収めるので、早送り状態なら30分程度で確認できる。問題のあるところだけゆっくり確認する。

委 員： 問題がなければ破棄し、問題があれば記録を残すという理解でよいか。

県 民 局： そのとおりである。テープとともに、いつ、こういう問題があったという再生内容の記録を残す。

委 員： 告発する場合に、映像自体はどうするのか。警察に提供するのか。

県 民 局： テープそのものの提供ではなく、内容を書面に記録し、静止画像を印字したものを添付することになると思う。刑事訴訟法に基づき、テープ自体の要求があれば、応じるだろう。

委 員： 他への提供は警察ぐらいか。

県 民 局： 本人からの開示請求への対応以外の外部への提供は、警察及び行政不服審査によって上級庁である環境省へ提出する場合しか想定されない。

委 員： 使用基準案にある「特に必要とされる場合」がどのようなものか気になったが、告発等に絡んで警察から要求があった場合と、行政不服審査等で環境省から要求があった場合と考えてよいのか。

県 民 局： そうである。

委 員： それであれば、「特に必要とされる場合」とするのではなく、例示により、明確にしていただきたい。

説明を伺っていると、撮影対象区域についても絞れるような気がするので、限定した記載としていただきたい。

県 民 局： 了解した。

委 員： これまでにテスト設置したようだが、そのことについての説明をしていただきたい。

県 民 局： 取り扱いのルールを検討する際の資料として、カメラの写り方を確認する必要があり、テスト的に設置したところ、画像には、通行者の映像も含まれており、誰がいつ通行したかといった情報も把握できることから、問題があるとの認識に及び、諮詢させて

いただいたものである。

委 員： 事業所を監視する場合、事業所内に設置するのか。

県 民 局： アングルがあわない等状況によっては、外に設置する場合もある。テスト設置は、近隣者から電源等の協力を得て行ったものである。

委 員： 使用基準案では、事業所内にカメラを設置する場合、監視カメラを設置している旨の表示はいらないとしているが、事業所の敷地外から事業所を撮影する場合は、看板を設置するのか。

県 民 局： 例えば、大きな工場の特定施設への監視カメラの設置であれば、工場の了解を得れば、看板の設置は不要であると考えている。また、外部から遮断された焼却炉の稼動を確認するために、監視カメラを設置する場合なども不要だと考える。

委 員： 事業所内に設置し、事業所外を監視する場合の取り扱いはどうか。

県 民 局： その場合は、対象が事業所外であるから、事業所外の設置という取扱いになる。

委 員： 問題はむしろ、看板の大きさや内容ではないか。
監視カメラの設置目的のほか、何かあったときのための連絡先の記載も必要だろう。
一般的の通行者が、県民局がどういう目的で設置しているのかを理解できるような表示でなければ、看板設置の意味がないのではないか。外見からも気づかれない。表示内容については、検討いただきたい。

県 民 局： 事業所に設置する場合、事業所に対して設置目的を説明するほかに、搬入業者の出入りもあるだろうから、それらの者に対しては、事業所から周知するよう徹底していただく必要がある。

委 員： 違反をしている場所に、更なる不適正処理の防止として設置するというのはどういう意味か。

県 民 局： 心理的な抑止力もあるだろうが、監視カメラの設置によって、どのような時間帯に不法投棄がされているのかを確認できれば、その時間帯に警察と連携して効果的な対応を行うことも可能であるということである。

委 員： 資料 P.2、1 (3) 「事業所への設置」という見出であるが、「悪質な事業所を監視するための設置」ということか。

委 員： はい。

委 員： 使用基準案の第4条第2項のただし書きは、事業所内に設置して事業所内を撮影する場合は…、とするのが正確であり、記載を修正する必要があると考える。

県 民 局： 了解した。

委 員： 問題は、何を写しているのかではないか。使用基準は、まだ案の段階であるから、最初にきちんと検討しておいていただきたい。

監視カメラを設置するのは、不法投棄が多発する地点と事業所への設置の2パターンがあり、それぞれ目的も設置場所も異なるので、基準もその2つをわけて定めることが適当である。

委 員： 「監視カメラ設置中」よりは、「監視カメラ監視中」の方が正確ではないか。

委 員： 監視カメラについては、個別目的ごとのルールと同時に、一般ルールを検討しないといけないと考えている。

健康福祉部環境局環境整備課、阪神北県民局県民生活部環境課職員 退席

委 員： 答申案についていかがか。

委 員： 2に「不法投棄、野外焼却、一定の基準に従わない廃棄物の収集・運搬・処分・保管等」とあるが、これは、山の中や道端への不法投棄と事業所の不適正な処理との両方を含むということですか。

委 員： 含むという理解である。

委 員： 不法投棄、野外焼却や...、と「や」が入るのか。

その後に、夜間・休日パトロール等とあり、3では にわけて記載しているので、2は不法投棄についてだけの記載だけではないか、つまり、事業所の不適正処理が含まれるのかどうかが気になった。

委 員： 不法投棄、野外焼却、事業所における保管基準違反等、一定の基準に従わない...としてはどうか。

委 員： 異議なし。

委 員： 4(4)に、看板を掲げることとあるが、監視カメラを設置している旨の表示をした看板を掲げること、ということではないのか。看板を掲げるというだけではどうかと思う。

委 員： 3に「不適正処理を行っているかどうか」とあるが、「不適正処理を行っていないかどうか」ではないか。これでは、不適正処理を行っていることを前提としているようだ。

委 員： 同じくその部分であるが、一定の基準に従っていないから不適正処理となるのだから、「一定の基準に従っていない」との記述は、不要ではないか。

委 員： それでは、削除して、「不適正処理を行っていないかどうか」でよいのか。

委 員： 異議なし。

委 員： 3の 、 の順番だが、説明によると の方が主になるのではないか。

委 員： が主になりそうな感じだが、個人情報保護の観点からは の方が重要であり、この順番でよいのではないか。

委 員： 修正を入れて、答申することでよろしいか。

委 員： 異議なし。

掲載に当たって、異議申立てに係る記録は省いています。